

仕 様 書

1 件名

「令和9年 鶴見区二十歳のつどい」事業に係る警備業務委託

2 履行場所

鶴見区民センター（大阪市鶴見区横堤 5-3-15）の敷地及び周辺道路

3 契約期間および履行日時

契約期間：契約締結日から令和9年1月20日（水）まで

履行日時：令和9年1月11日（月・祝）午前9時～午後2時

4 業務内容

- (1) 指定配置場所（会場敷地及び周辺道路。配置場所の詳細については契約後指示する）
における車両等の交通整理や参加者等の誘導を含む警備全般
- (2) その他「鶴見区二十歳のつどい」を円滑に実施するため必要な警備

5 事前打合せ

受注者は、業務実施に先立ち本市担当者と事前打合せを実施し、その指示に従うこと。

6 警備員数 5人

7 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) この業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及びこの仕様書に基づく本市担当職員の指示によるものとする。
- (3) 受注者は、契約書及び仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、委託者の監督職員と協議するものとする。

8 許認可等

受注者は、令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に、承認種目 01-17-03：（その他警備）で登録されていないなければならない。

9 派遣する警備員について

- (1) 警備員の選考にあたっては、業務を遂行する能力を有する者で、警備業法に規定する教育を受け、実務経験を有する職員とする。ただし、交通誘導警備業務検定級保持者を含むこと。
- (2) 業務の実施にあたっては、あらかじめ本市に警備員名簿（受注者作成様式）を提出すること。
- (3) 警備員を変更したときは、更新した名簿を速やかに本市に提出すること。

- (4) 受注者は、警備責任者を選任し、連絡体制一覧表（受注者作成様式）を提出し、本市の承認を得ること。また、連絡体制を万全にし、警備責任者には必ず連絡ができるようにしておくこと。
- (5) 警備責任者は、警備業務を現場で総括するにふさわしい経験等を有する者を配置することとし、変更のあるときについても同様とする。
- (6) 警備員は、勤務中、警備業法により所轄の公安委員会に届け出た制服及び周辺の交通整理や参加者の誘導等に適した装備を着用すること。
- (7) 警備員は、勤務中に知り得た秘密並びに個人情報等を第三者に漏らしてはならない。なお、退職後も同様とする。
- (8) 本市へ届け出た警備員であっても、その後本市が不適格と判断したときは、速やかに他の者と交代させなければならない。
- (9) 従事時間中は配置箇所をむやみに離れず、来場者には親切丁寧に対応することとし、節度と品位のある対応を行い来場者に不快感、不信感を持たないようにすること。
- (10) 不審物を発見した場合には、発注者の指定する担当者へ通報し、その指示を受け対応を行う等、適切な処置に努めること。

10 警備員の勤務について

警備は、「6 警備員数」に定められた人数の警備員を配置し実施すること。また、その配置については、契約後の打合せの際に提示する警備員人員配置図のとおりとすること。

警備責任者は、鶴見区民センターの敷地及び周辺道路に勤務し、本市担当職員の指示を受け、警備員に伝達し、指揮監督すること。なお、次の場合は、配置場所の人数を変更することができる。

- (1) 警備場所の保安等を確保する特別な事情があると認めて、配置場所の人数の変更を本市が指示したとき。
- (2) 警備責任者が、特別な事情があると認めて、本市の許可（緊急の場合は除く）を得て、配置場所の人数の変更をしたとき。

ただし、上記(1)(2)の変更は、別途書面（受注者作成様式）をもって（緊急の場合は後日早急に）行うものとする。

11 法令等の遵守

本業務の履行にあたっては、本仕様書によるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等、関係法規・基準類等を遵守すること。

12 業務終了時の報告について

受注者は、「14 提出書類等」で定める提出書類等を作成し、本市に提出すること。

13 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施

すること。また、研修等の実施報告を別紙の様式により行うこと。

14 提出書類等

受注者は、契約後、下記表に定める提出書類を作成のうえ、同表に定める期限までに発注者に提出すること。

名称	様式	期限（時期）	部数	備考
警備員名簿	受注者作成様式	打合せ後 12月25日（金）までに	1部	交通誘導警備業務検定級保持者を含むこと なお、変更が生じたときは速やかに報告すること
連絡体制一覧表	受注者作成様式	打合せ後 12月25日（金）までに	1部	警備責任者及び連絡体制を示したもの なお、変更が生じたときは速やかに報告すること
令和8年度 障がい を理由とする差別の 解消の推進のための 合理的配慮の提供に 係る研修実施報告書	本仕様書添付（別紙）	打合せ後 12月25日（金）までに	1部	
配置人数変更届	受注者作成様式	本市許可後 速やかに	1部	「10 警備員の勤務について」に定める変更が生じた場合
警備状況報告書	受注者作成様式	業務完了後、令和9 年1月20日（水） までに	1部	業務実施日、業務内容、 最終体制図、警備状況の 詳細を含むこと
事故報告書及び現場 写真	受注者作成様式	業務完了後、令和9 年1月20日（水） までに	1部	事故発生時のみ
拾得物取扱簿	受注者作成様式	業務完了後、令和9 年1月20日（水） までに	1部	拾得物があった場合のみ

15 その他

- (1) 受注者は、警備業法を遵守し、常に警備員の資質の向上に努め、さまざまな人権問題について正しい認識を持って、業務を遂行すること
- (2) 受注者が業務を遂行するにあたり必要となる資材及び経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない
- (3) 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については、本市の解釈によるものとする。

15 担当

大阪市鶴見区役所市民協働課（教育） 黒田・片桐

住所：大阪市鶴見区横堤 5 丁目 4 番 19 号 電話番号：06－6915－9173

公益通報等にかかる特記仕様書

（条例の遵守）

第 1 条 受注者及び受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：委託先事業者）

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

（１）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第３項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という。）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という。）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の特記事項第 3 項及び第 4 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所 定 様 式 は 大 阪 市 ホ ム ペ ー ジ か ら ダ ウ ン ロ ー ド で き ま す
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、「令和 8 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」（別紙）を研修実施後速やかに発注者に提出すること。

令和8年度 障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

令和 年 月 日

鶴見区長 様

受注者 住所又は
事務所所在地

名称又は商号

氏名又
代表者名

次のとおり実施しましたので報告します。

記

1 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)